

新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付の利用が終了された皆さまへ

## 新型コロナウイルスの影響で生活にお困りの方に対する 総合支援資金（再貸付）のご案内

緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を利用が終了した上で、生活にお困りの場合、生活困窮者自立相談支援機関による支援とともに、総合支援資金の再貸付を行います。

### ■ 対象世帯

令和3年11月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯

### ■ 貸付上限額

- ・複数人世帯の場合 20万円以内／月 × 3月以内
- ・単身世帯の場合 15万円以内／月 × 3月以内

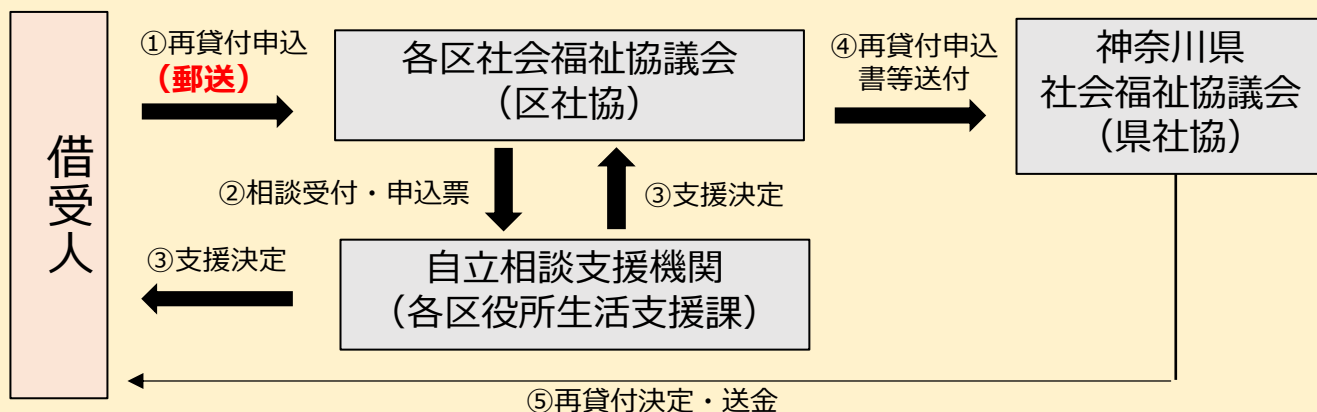
### ■ 受付期間

- ・令和3年2月19日（金）より令和3年11月末まで

## 手続きの流れ

- ① 再貸付申込書、借用書、相談受付・申込票をお住まいの区社会福祉協議会（区社協）へ **郵便にて送付**
- ② 相談受付・申込票を区社協から区役所生活支援課へ送付
- ③ 区役所より支援決定を借受人及び区社協へ連絡
- ④ 再貸付申込書を神奈川県社会福祉協議会（県社協）へ送付
- ⑤ 再貸付決定後、借受者の指定口座へ送金

※申請書一式は区社協に到着後、区役所（自立相談受付機関）での受付処理を経て県社協に送付されます。現在、申込や問い合わせが多く寄せられているため、再貸付申請書が区社協に届いてから県社協に送付されるまで、概ね2週間程度の時間をいただいております。



問い合わせ先は裏面をご確認ください。

## 【お問合せ】

- 再貸付のお申込みに関することは  
お住いの区社会福祉協議会にお電話ください。  
※ 区によって相談受付時間が異なりますので、電話等でご確認ください。  
※ ご自身が再貸付対象か不明な方は県社協（045-534-6082）にご確認ください。

| 区            | 電話番号         |
|--------------|--------------|
| 鶴見区社会福祉協議会   | 045-504-5619 |
| 神奈川区社会福祉協議会  | 045-311-2014 |
| 西区社会福祉協議会    | 045-450-5005 |
| 中区社会福祉協議会    | 045-681-6664 |
| 南区社会福祉協議会    | 045-260-2510 |
| 港南区社会福祉協議会   | 045-841-0256 |
| 保土ヶ谷区社会福祉協議会 | 045-341-9876 |
| 旭区社会福祉協議会    | 045-392-1123 |
| 磯子区社会福祉協議会   | 045-751-0739 |
| 金沢区社会福祉協議会   | 045-788-6080 |
| 港北区社会福祉協議会   | 045-547-2324 |
| 緑区社会福祉協議会    | 045-931-2478 |
| 青葉区社会福祉協議会   | 045-972-8836 |
| 都筑区社会福祉協議会   | 045-943-4058 |
| 戸塚区社会福祉協議会   | 045-866-8434 |
| 栄区社会福祉協議会    | 045-894-8521 |
| 泉区社会福祉協議会    | 045-802-2150 |
| 瀬谷区社会福祉協議会   | 045-361-2117 |

- 申込み後の振込予定日の確認、制度に関する苦情・ご意見等  
神奈川県社会福祉協議会  
電話 045-534-6082（平日9時～17時）
- 一般的なお問合せ  
厚生労働省 個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談 コールセンター  
電話 0120-46-1999（平日9時～17時）